

学校以外の教育機関の職員の職の設置等に関する規則及び佐賀県教育庁職員の職の設置等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月31日

佐賀県教育委員会教育長 落 合 裕 二

佐賀県教育委員会規則第4号

学校以外の教育機関の職員の職の設置等に関する規則及び佐賀県教育庁職員の職の設置等に関する規則の一部を改正する規則
(学校以外の教育機関の職員の職の設置等に関する規則の一部改正)

第1条 学校以外の教育機関の職員の職の設置等に関する規則(昭和32年佐賀県教育委員会規則第11号)の一部を次のように改正する。
次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前		改正後	
別表(第4条関係)		別表(第4条関係)	
左欄(職員)	右欄(職)	左欄(職員)	右欄(職)
略		略	
技術職員	主幹、主任主査、主査、 <u>副主査</u> 、会計年度任用職員	技術職員	主幹、主任主査、主査、会計年度任用職員
略		略	

(佐賀県教育庁職員の職の設置等に関する規則の一部改正)

第2条 佐賀県教育庁職員の職の設置等に関する規則(昭和33年佐賀県教育委員会規則第9号)の一部を次のように改正する。
次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前		改正後	
別表(第4条関係)		別表(第4条関係)	
左欄(職員)	右欄(職)	左欄(職員)	右欄(職)
略		略	
技術職員	主幹、主任主査、主査、 <u>副主査</u> 、主任保健師、主任栄養士、学校保健技師、医師、栄養士、会計年度任用職員	技術職員	主幹、主任主査、主査、主任保健師、主任栄養士、学校保健技師、医師、栄養士、会計年度任用職員

改正前	改正後
略	略

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。